

議案第50号 小松島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年4月1日付の組織改編に伴い、審議会の庶務担当課についての規定を改めるもの。

小松島市特別職報酬等審議会条例(昭和39年小松島市条例第29号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>秘書人事課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>人事担当課</u> において処理する。	改正